

○特別養護老人ホーム百々千園 内水・河川氾濫・洪水・土砂災害時の避難確保計画

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づき、本施設の利用者の土砂災害を含めた水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

この計画については、作成および必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

本避難確保計画は、特別養護老人ホーム百々千園に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		土日祝日等	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 70名	昼間 29名	昼間 70名	昼間 23名
夜間 70名	夜間 4名	夜間 70名	夜間 4名

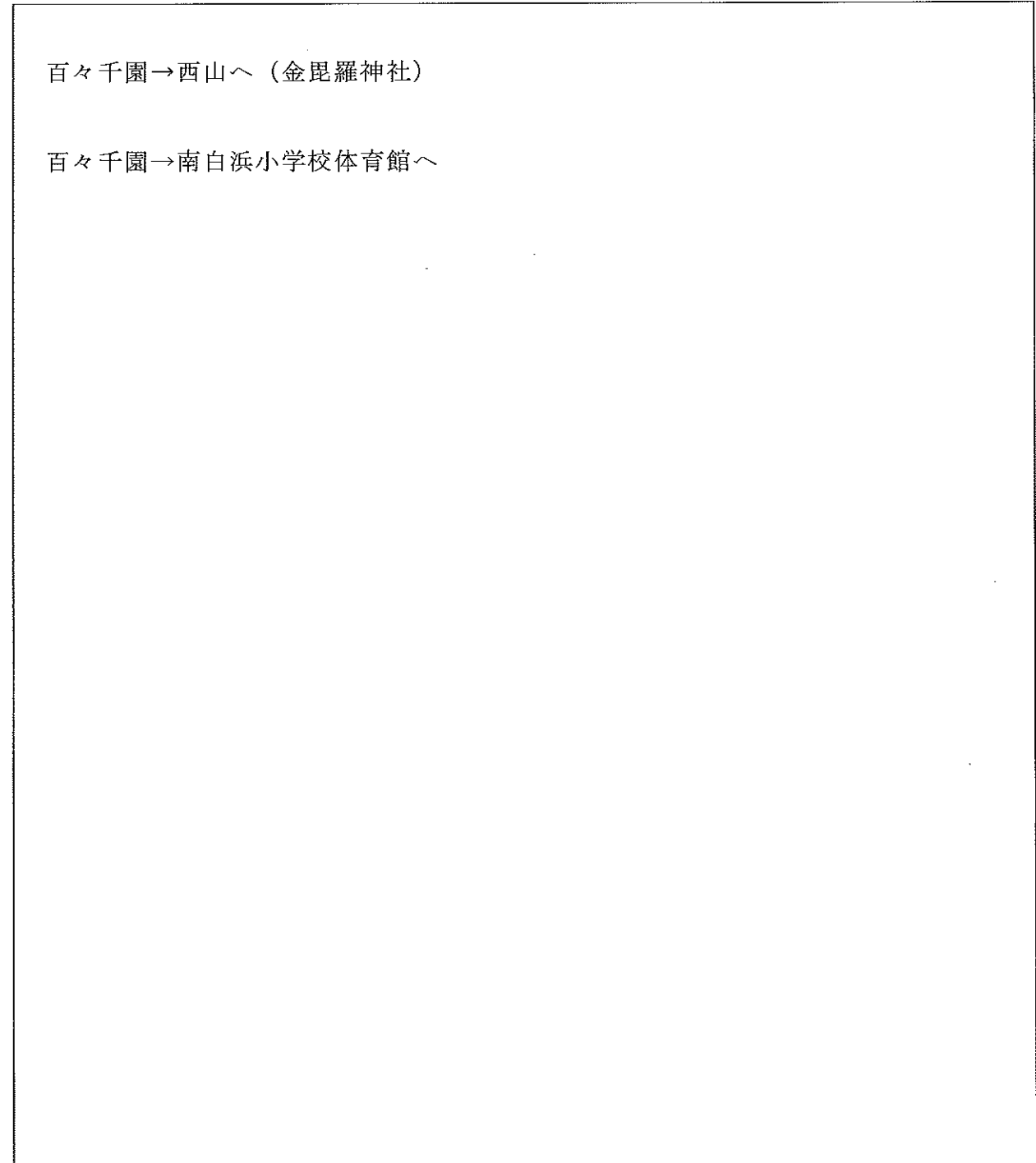
※ここでの「昼間」は12時時点、「夜間」は24時時点とする。

※（ ）内は、強制参集の命令を発した場合、集まることができる人数を仮定した数を記載している。

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害を含め、水害時に特別養護老人ホーム百々千園内で避難できないと判断した場合、避難場所は、水害ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から次の場所とする。

避難経路図



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
(例)いずれかに該当すれば ・大雨または台風に関する 気象情報の発表 ・大雨注意報発表 ・近くの河川の危険水域の レベル	全 職 員 参 集 準 備	・気象情報等の情報収集 ・数時間後の危険レベル等 も含める	・情報収集伝達 要員
↓			
(例)いずれかに該当すれば ・記録的短時間大雨情報発 表 ・近くの河川の危険水域に 到達	→ → → → →	・気象情報等の情報収集 (数時間後の危険レベル 等も含める) ・使用する可能性が高い蓄 電池等の準備 ・利用者家族への事前連絡 ・職員含め人数確認 ・地域住民へ事前協力要請	・情報収集伝達 要員 ・避難誘導要員 ・情報収集伝達 要員 ・避難誘導要員 ・避難誘導要員
↓			
(例)いずれかに該当すれば ・大雨特別警報発表 ・近くの河川が危険水域を 超える ・ポンプ場の排水不能 ・地区に打ち水、浸水氾濫 危険情報発表	→ → → → →	・避難場所への避難誘導 (施設で待機する場合) ・浸水が考えられるなら、 土嚢を敷く等作業の後、 電源の喪失前に上階に避 難する。 ・スペースの確認、変更と 職員の加配等を済ませ、 蓄電池等で電源を確保。 ・防災備蓄品の確認	・避難誘導要員 ・フロア責任者 ・生活相談員、 事務職職員等防 災担当要員

5 災害時の職員の対応

実際に災害が生じた際は、職員は冷静に次のように行動するものとする。

(1) 自宅にいる場合

- 震度5以上の場合は、職員は自主的に参集する。
- 被害の状況により、出勤できない場合は何らかの形で連絡を入れるように心がける。
- 数日間は自宅に帰れない場合もあるので、必要に応じて食料や着替えを持って参集する。
- 参集途中の地域の被害状況を報告する。

(2) 施設にいる場合

- 利用者や面会来園者、職員の安全を確保するとともに、利用者の不安の緩和・解消に努める。
- 火元の確認を行なう。
- 施設内の被災（被害）状況を把握し、危険な箇所には「立入禁止」の表示を行なう等、必要な対策をとる。
- 非常持ち出し品の準備をする。
- ラジオやテレビ等から情報収集を行なう。

【防災体制に関する事項】

[各班の任務と組織]

各班の任務

①指揮班

施設統括者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

②情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告伝達する。収集する主な情報及び収集方法は次のとおりである。

収集する情報	収集方法
気象情報	・気象庁ホームページ、テレビ、ネット、ラジオ等 ・カーナビ搭載車両からのテレビ情報 ・ワンセグ機能付き携帯電話（スマホ）等からのテレビ情報
洪水予報・河川水位	・国土交通省「川の防災情報」、市町村からの情報、緊急速報メール等

避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">・気象庁ホームページ、テレビ、ネット、ラジオ等・防災行政無線、緊急速報メール等・カーナビ搭載車両からのテレビ情報・ワンセグ機能付き携帯電話（スマホ）等からのテレビ情報
---------------------------------	--

③避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

I 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や夜間の非難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊がない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

II 避難経路

避難場所までの避難経路については「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

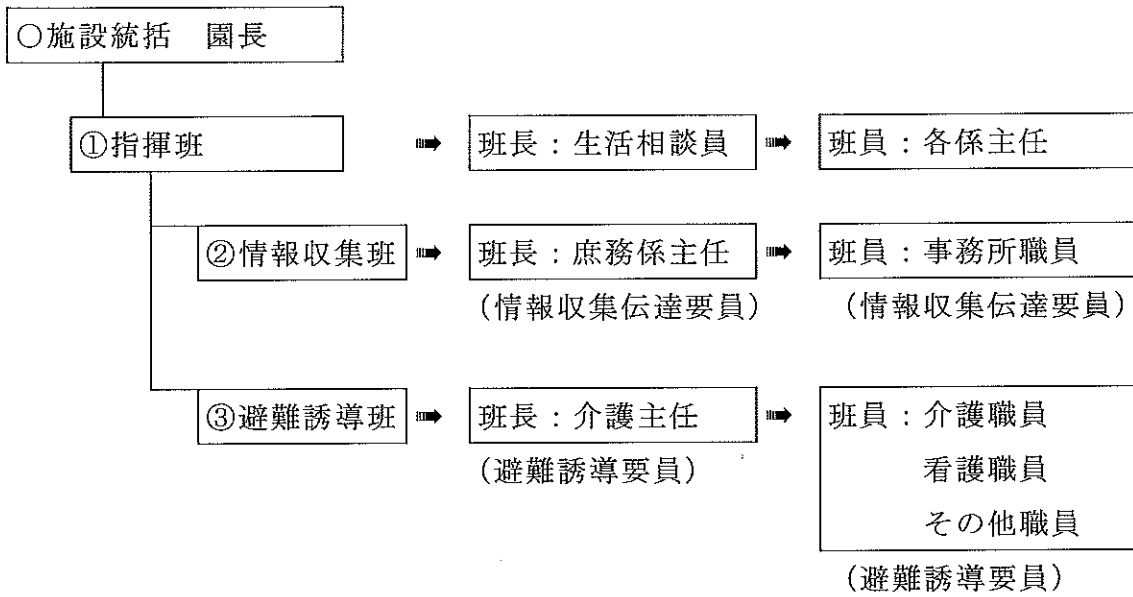
III 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	地区内の小学校体育館等	500m	車両6台
屋内安全確保			

【組織図】

《昼間》



《夜間》

